

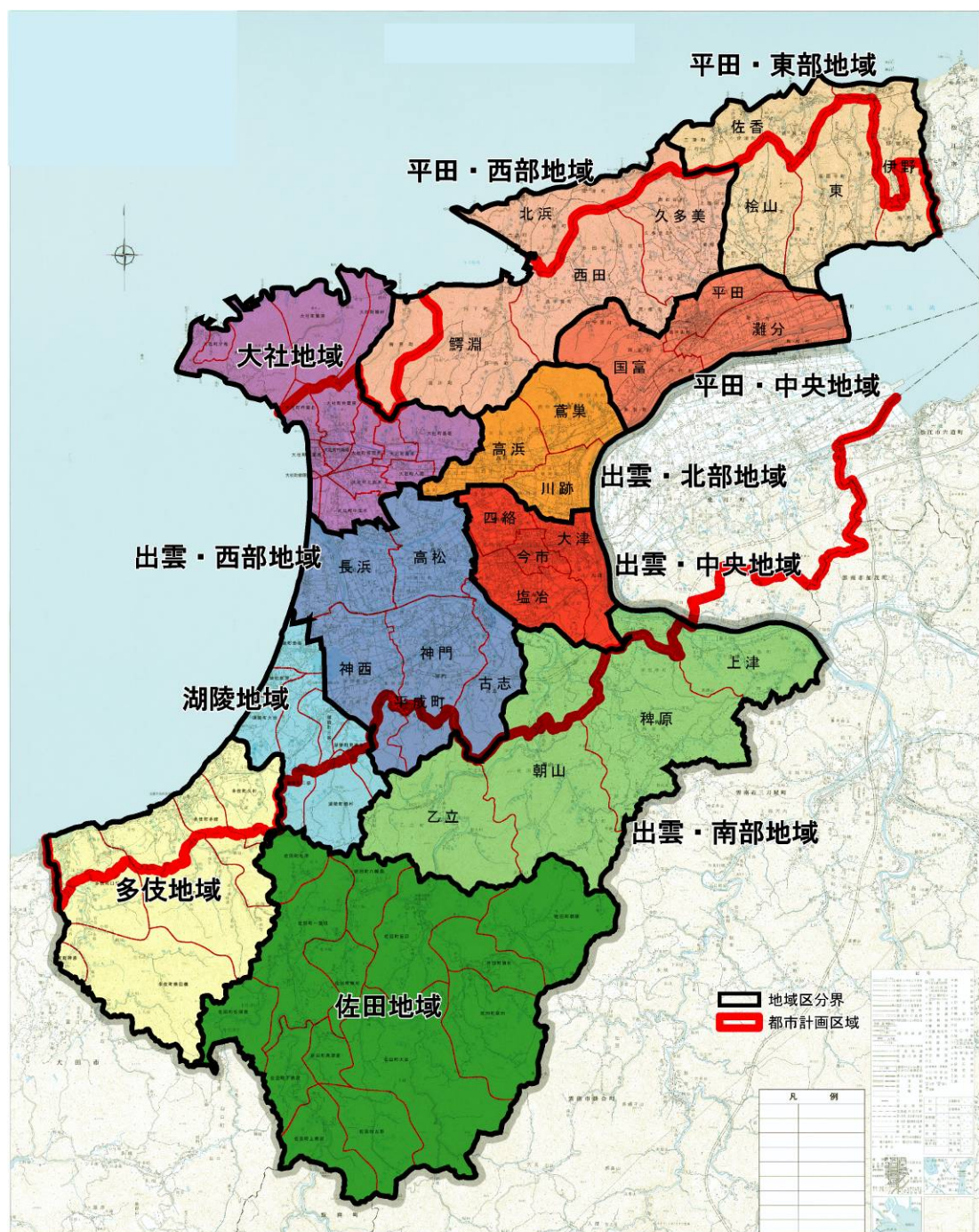
第2章 地域別構想

地域別構想は、出雲市全体のまちづくりの方針（全体構想）を踏まえ、地域の実情に応じ、地域の特性を活かしたまちづくりの方向性を定めます。

■地域の区分

地域別構想を作成する地域は、歴史的な背景やまとまり（生活圏）や全体構想における土地利用の方向性等を勘案して設定します。

また、地域区分にあたっては、旧出雲市都市計画マスタープラン、旧平田市都市計画マスタープランの地域区分を考慮し、下図のとおり出雲市を11地域に区分します。



1. 出雲・中央地域のまちづくり

～ ビジネスタウン 出雲・中央地域 ～

本地域は、本市の中心市街地、周辺市街地と南部の森林から構成され、本市の高度な都市機能の集積地として都市の発展を牽引するとともに、生産や多様な居住の場となる地域です。

今後は、既存の都市機能の再生を図るとともに、新たな都市機能を整備し、個性と魅力溢れる中心市街地と安全で快適に暮らすことのできる居住空間の地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

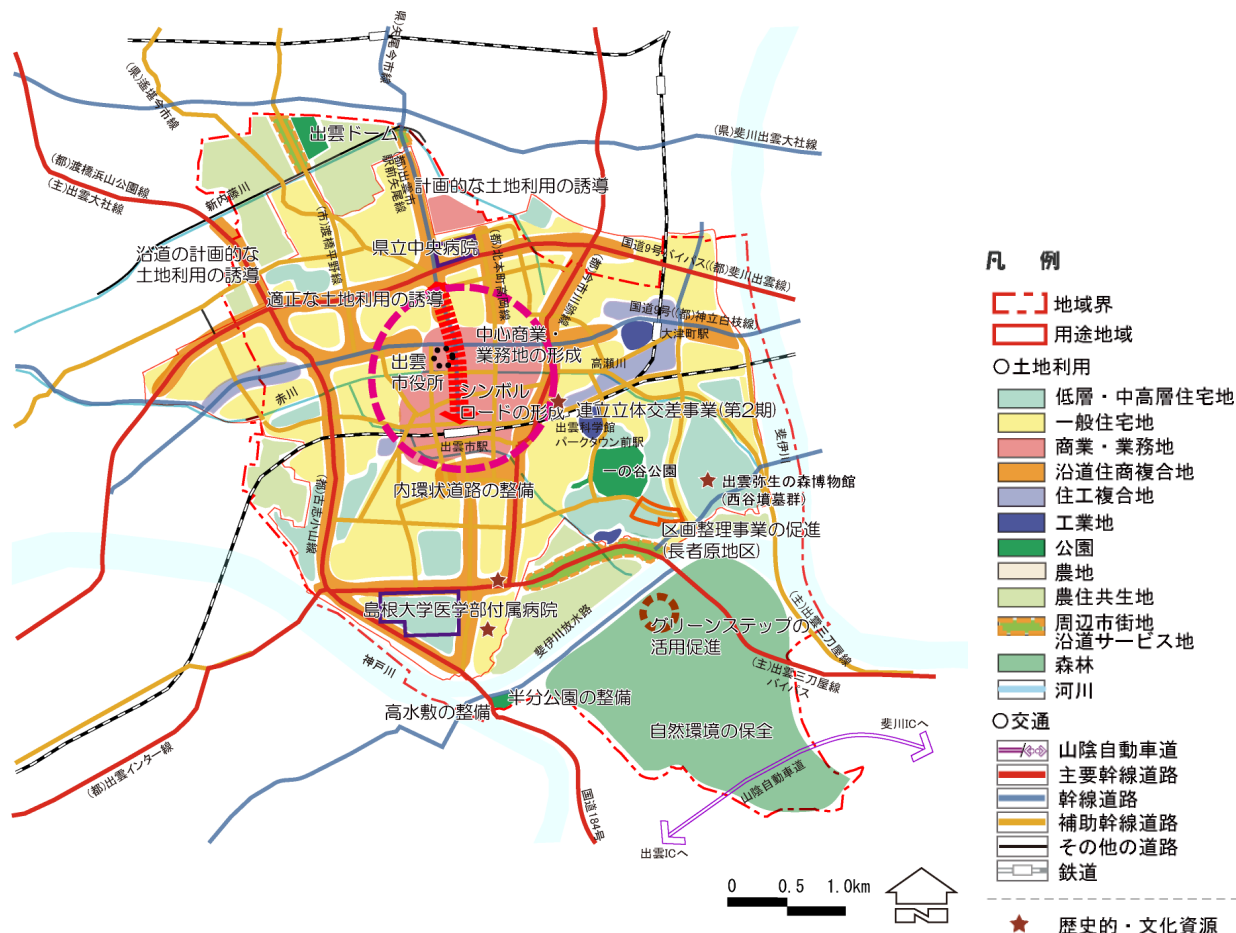
- ・本市の中心商業・業務地にふさわしい土地利用の誘導
- ・主要幹線道路、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導
- ・J R未利用地の有効活用による中心市街地の活性化
- ・水辺空間や路地を活用した商店街の再生
- ・都市基盤整備済地区の良好な住環境の保全
- ・住宅と工場が混在する地区の工場の操業環境の維持と周辺住宅地等の居住環境の保全
- ・周辺市街地における計画的な土地利用の誘導

■都市施設等に関する方針

- ・駅南地区の内環状道路の整備
- ・(都) 出雲市駅前矢尾線の出雲市のシンボルロードとしての整備促進
- ・一の谷公園の機能維持・充実、半分公園の整備
- ・斐伊川放水路、新内藤川と赤川の整備促進、斐伊川放水路高水敷の整備

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・南部の森林の自然環境の保全
- ・高瀬川周辺の潤いのある景観形成の推進
- ・水害のない市街地の形成
- ・出雲弥生の森博物館の活用推進



2. 出雲・北部地域のまちづくり

～ 健康と福祉の出雲・北部地域 ～

本地域は、自然環境が豊かな北山山地と優良農地や集落地が広がる平野部から構成されており、県立大学短期大学部を中心として健康福祉施設が充実しています。

今後は、健康福祉機能の維持、良好な景観の形成に努めると共に、田園住宅地の適切な誘導、田園景観の保全、幹線道路網の充実等を図り、健康と福祉の地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

- ・(都) 今市川跡線の沿道への住宅と商業・業務施設等の立地誘導
- ・周辺市街地における良好な環境を備えた田園住宅地形成への配慮
- ・(県) 斐川出雲大社線沿道における計画的な土地利用の検討
- ・平野部に広がる優良農地の保全

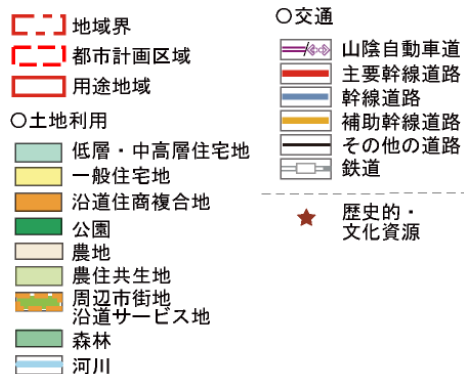
■都市施設等に関する方針

- ・国道 431 号東林木バイパスの整備促進
- ・出雲市中心市街地方面と連絡する南北方向の道路の整備推進
- ・斐伊川河川敷公園の機能維持

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・北山の自然環境の保全、森林の育成
- ・県立大学短期大学部周辺の景観形成の推進

凡 例



3. 出雲・西部地域のまちづくり

～ 産業と交流の出雲・西部地域 ～

本地域は、神戸川流域の平野部と南側の丘陵地等から構成され、長浜海岸や神西湖の水辺があります。また、産業拠点の長浜工業団地、交流拠点の浜山公園・出雲文化伝承館・JR西出雲駅南周辺に施設が立地しています。

今後は、多彩な都市機能拠点の維持・充実を図るとともに、山陰自動車道とアクセス道の整備を促進し、産業と交流の地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

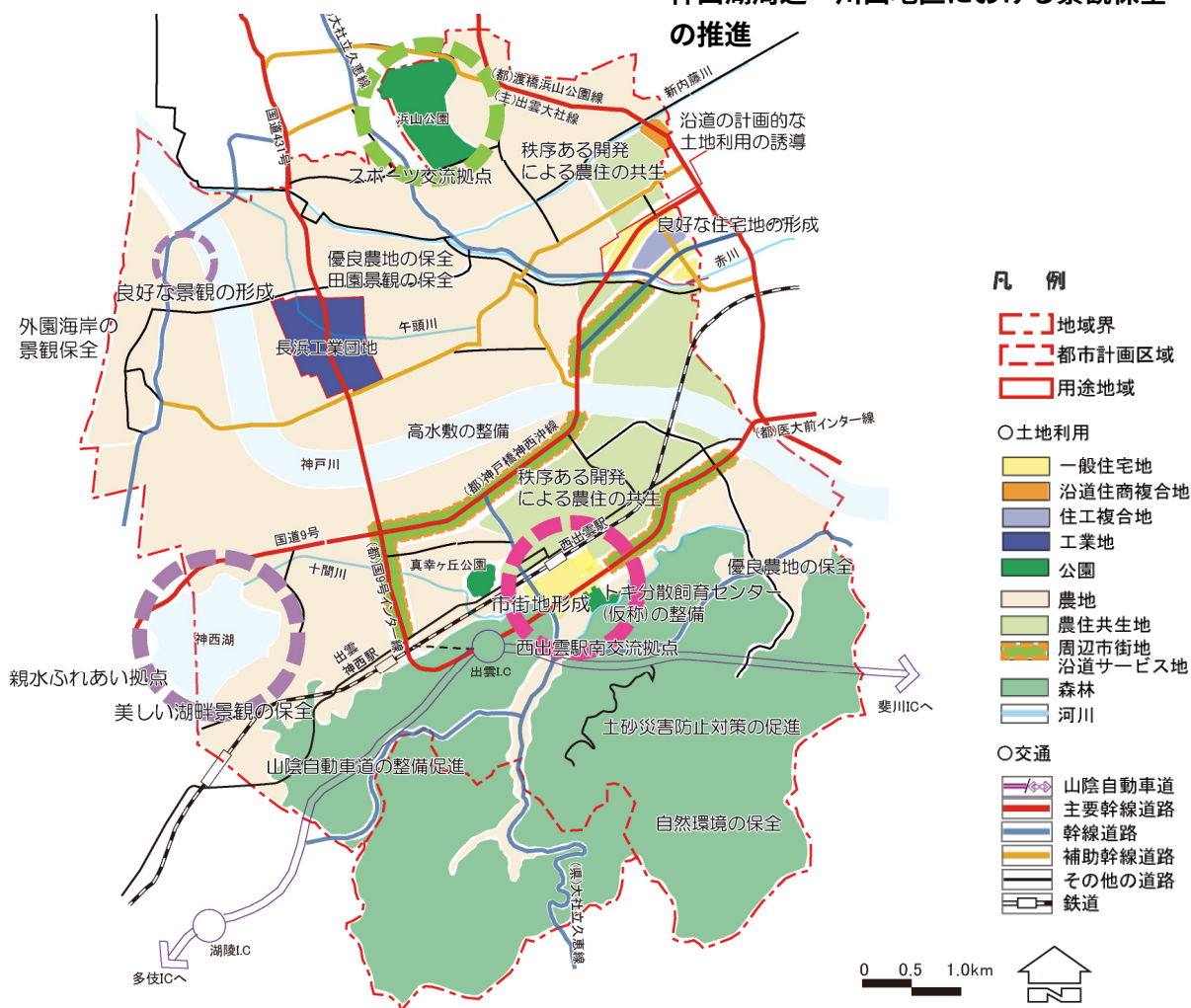
- ・区画整理事業地における住宅地形成の誘導
- ・長浜工業団地における工業専用の土地利用維持
- ・西出雲駅南地区における、住宅系土地利用の誘導
- ・(都) 渡橋浜山公園線等の沿道の土地利用誘導
- ・平野部に広がる優良農地の保全

■都市施設等に関する方針

- ・山陰自動車道の整備促進及び出雲ICへのアクセス道路の整備促進
- ・トキ分散飼育センターの整備推進
- ・斐伊川放水路と新内藤川、赤川、午頭川、十間川の整備促進、斐伊川放水路高水敷の整備

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・神西湖の水質浄化対策の促進
- ・神西湖周辺・川西地区における景観保全・形成の推進



4. 出雲・南部地域のまちづくり

～ 緑と憩いと交流の出雲・南部 ～

本地域は、大部分が山地で、斐伊川・神戸川・稗原川沿いの集落地・農地から構成されており、神戸川沿いの立久恵峡は観光・レクリエーションの拠点となっています。

今後は、観光・レクリエーション機能の充実、自然災害の防止を図るとともに、安全で快適な住環境の整備に努め、緑と憩いと交流の地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

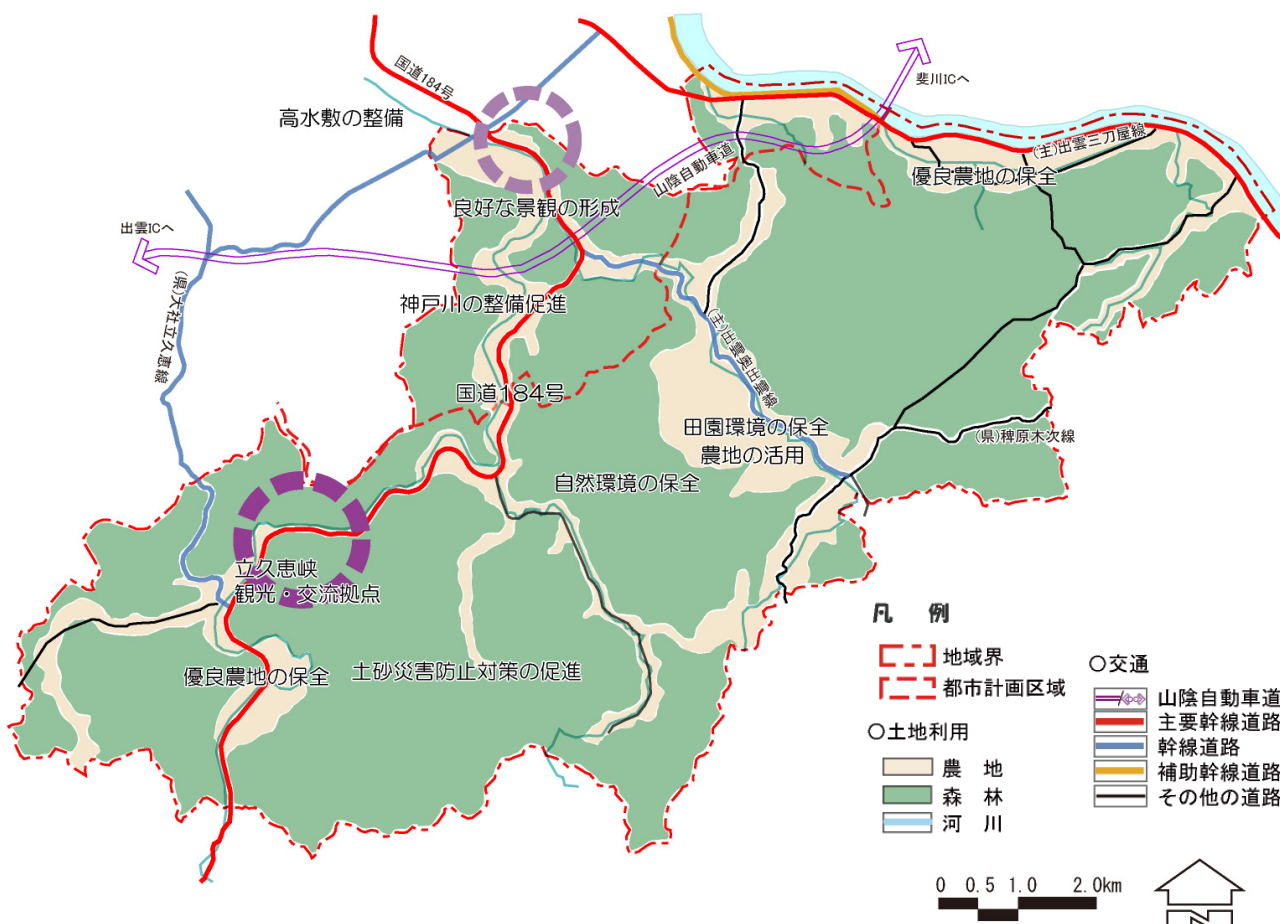
- ・立久恵峡における優れた自然景観を生かした観光・レクリエーション拠点としての機能充実
- ・集落地の集落環境の保全及び生活道路の充実等良好な生活環境の形成
- ・斐伊川、神戸川沿い等の優良農地における良好な田園環境の保全
- ・市民農園等による農地の活用促進

■都市施設等に関する方針

- ・出雲市中心部や周辺地域と本地域をつなぐ幹線道路の整備促進
- ・立久恵峡の周辺における憩い・交流の場の創出
- ・神戸川の整備促進、高水敷の整備

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・馬木北町における景観形成の推進
- ・土砂災害防止対策の促進



5. 平田・中央地域のまちづくり

～ 魅力ある都市機能が備わった

賑わいや水辺の潤いを感じる 平田・中央地域 ～

都市計画道路・河川・下水道等の都市基盤整備、産業の集積、良好な住宅環境など、魅力ある都市機能が備わった賑わいの地域づくりを進めるとともに、宍道湖や斐伊川等の良好な水辺環境を活かした、潤いある地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

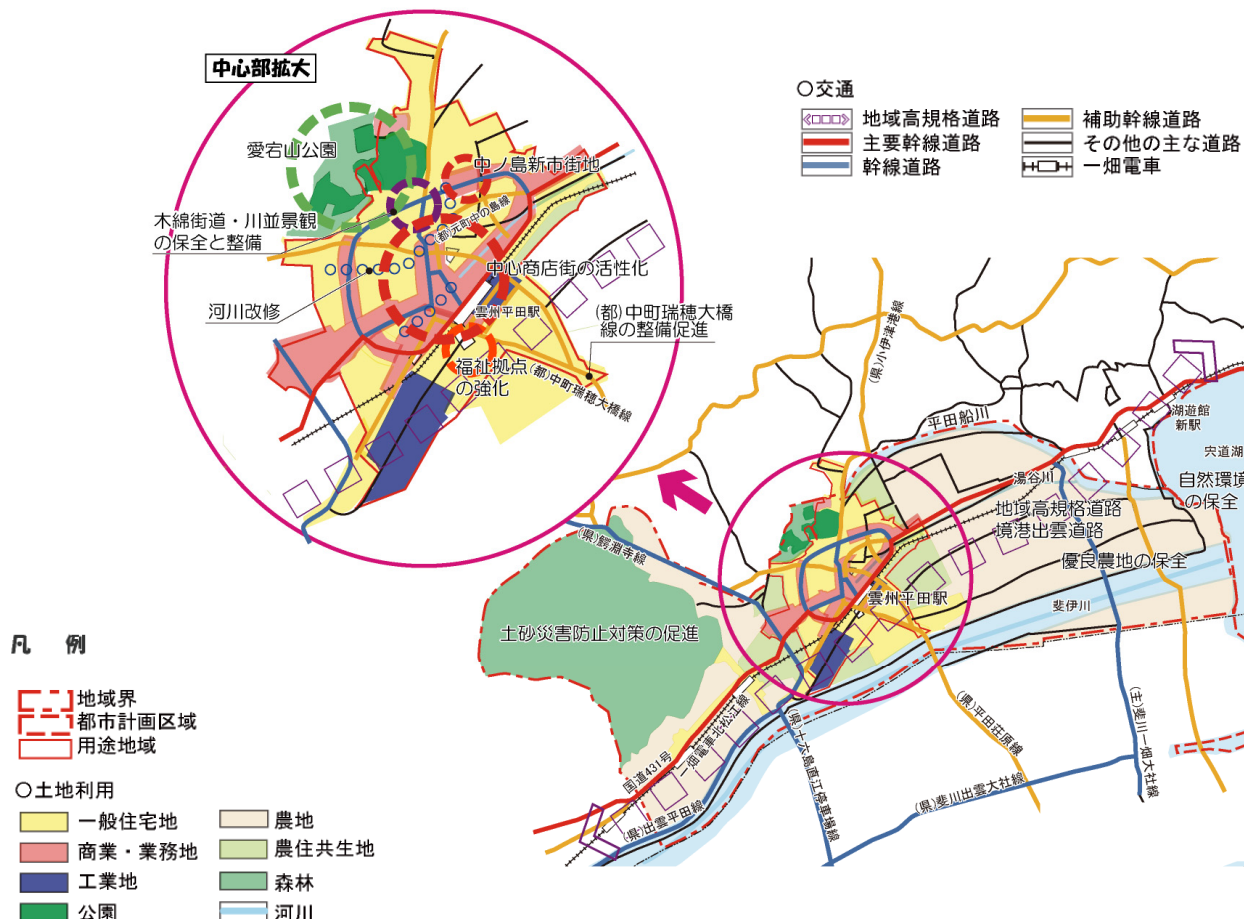
- ・平田環状線内側の中心商店街の活性化、平田環状線外側の中ノ島新市街地の商業環境維持
- ・都市計画道路や河川事業の推進に合わせ、安全で快適な住宅地の形成
- ・総合医療センター周辺地区における福祉拠点にふさわしい土地利用の誘導
- ・宍道湖湖西の平野部に広がる優良農地の保全

■都市施設等に関する方針

- ・地域高規格道路境港出雲道路の整備実現、(都)中町瑞穂大橋線の整備促進、(都)元町中の島線の整備推進
- ・愛宕山公園、平田森林公園等の機能維持
- ・平田船川及び湯谷川の改修事業の促進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・斐伊川・平田船川・湯谷川の自然環境の保全
- ・雲州平田船川の沿川及び木綿街道に残る古い街並みの整備・保全



6. 平田・西部地域のまちづくり

～ 美しい緑に囲まれ、日本海の恵みや歴史の趣を感じる

住みよい平田・西部地域 ～

日本海沿岸の美しい自然や景観、鰐淵寺周辺の歴史観光資源を保全・活用しながら、生活基盤整備等により集落の住環境の向上を図り、自然と共生しながら住み続けられる地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

- ・河下港の物流拠点港湾としての利用促進
- ・河下港臨海工業団地への企業立地促進
- ・集落地の良好な生活環境形成への配慮
- ・谷あい及び盆地などの農地の保全

■都市施設等に関する方針

- ・(主) 斐川一畑大社線の狭小区間の整備促進
- ・(県) 鰐淵寺線等、河下港と斐川ＩＣを結ぶ路線の整備促進
- ・十六島風車公園の整備推進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・ 宍道湖北山県立自然公園内の自然環境の保全
- ・ 風力発電などの自然エネルギーの普及・啓発



7. 平田・東部地域のまちづくり

～ 日本海や穴道湖の恵みや歴史の趣を感じる 住みよい平田・東部地域～

日本海や穴道湖の美しい自然と景観や、一畑薬師といった歴史資源などを保全・活用しながら、湖西地域の観光拠点としての一層の整備と、生活基盤整備等による集落の住環境の向上を図るなど、自然の恵みを感じながら、人々が集い、暮らせる、潤いのある地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

- ・生活道路の充実等、集落地の良好な生活環境の形成
- ・東部工業団地への企業立地の促進
- ・穴道湖湖西地域における水辺のレジャー空間としての施設活用及び周辺環境の維持
- ・谷あい、盆地、平田船川沿い等の農地の保全

■都市施設等に関する方針

- ・地域高規格道路境港出雲道路の整備実現、(主)斐川一畑大社線の狭小区間整備の促進
- ・穴道湖～斐伊川のサイクリングロードの延伸整備の促進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・穴道湖の水辺環境保全
- ・穴道湖沿岸地域における穴道湖の景観と湖岸の農村景観の保全の推進



8. 佐田地域のまちづくり

～ 文化・産業と健康・福祉の住みよい佐田地域 ～

山陽からの玄関口として、緑の森林、神戸川の清流、豊かな伝統文化を活かした人々の体験と交流、自然条件を生かした産業、健康で生涯住み続けることのできる環境整備を進め、人・自然・環境にやさしい地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

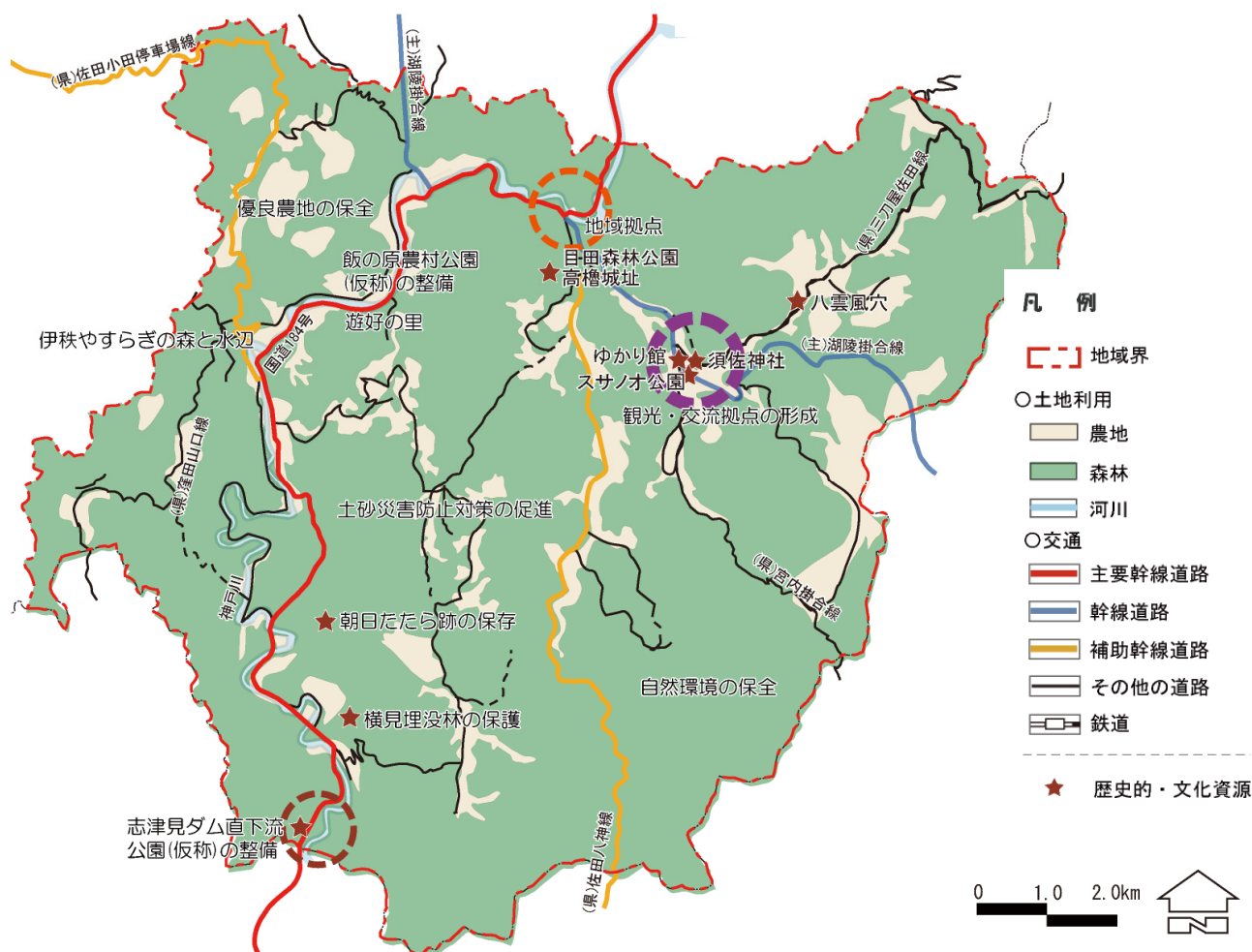
- ・佐田支所周辺における、地域の生活拠点としての機能維持
- ・地域内コミュニティの維持に向けた、道路や情報インフラ等の整備による連携強化
- ・優良農地の保全及び農地の集約化

■都市施設等に関する方針

- ・出雲市中心部や山陰自動車道へアクセスする幹線道路の整備・改良の促進
- ・志津見ダム直下流公園、飯の原農村公園の整備推進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・横見埋没林の保全対策推進
- ・朝日たたら跡などの遺跡の保存、整備推進



9. 多伎地域のまちづくり

～ 海光り ひと輝く 多伎地域 ～

美しい景観や自然環境、また自然エネルギーを最大限に活かし、住民が行政との連携・協働により、自発的・主体的に地域を運営していくまちづくりにより、地域の持つ潜在能力を引き出し、“きらりと光る”地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

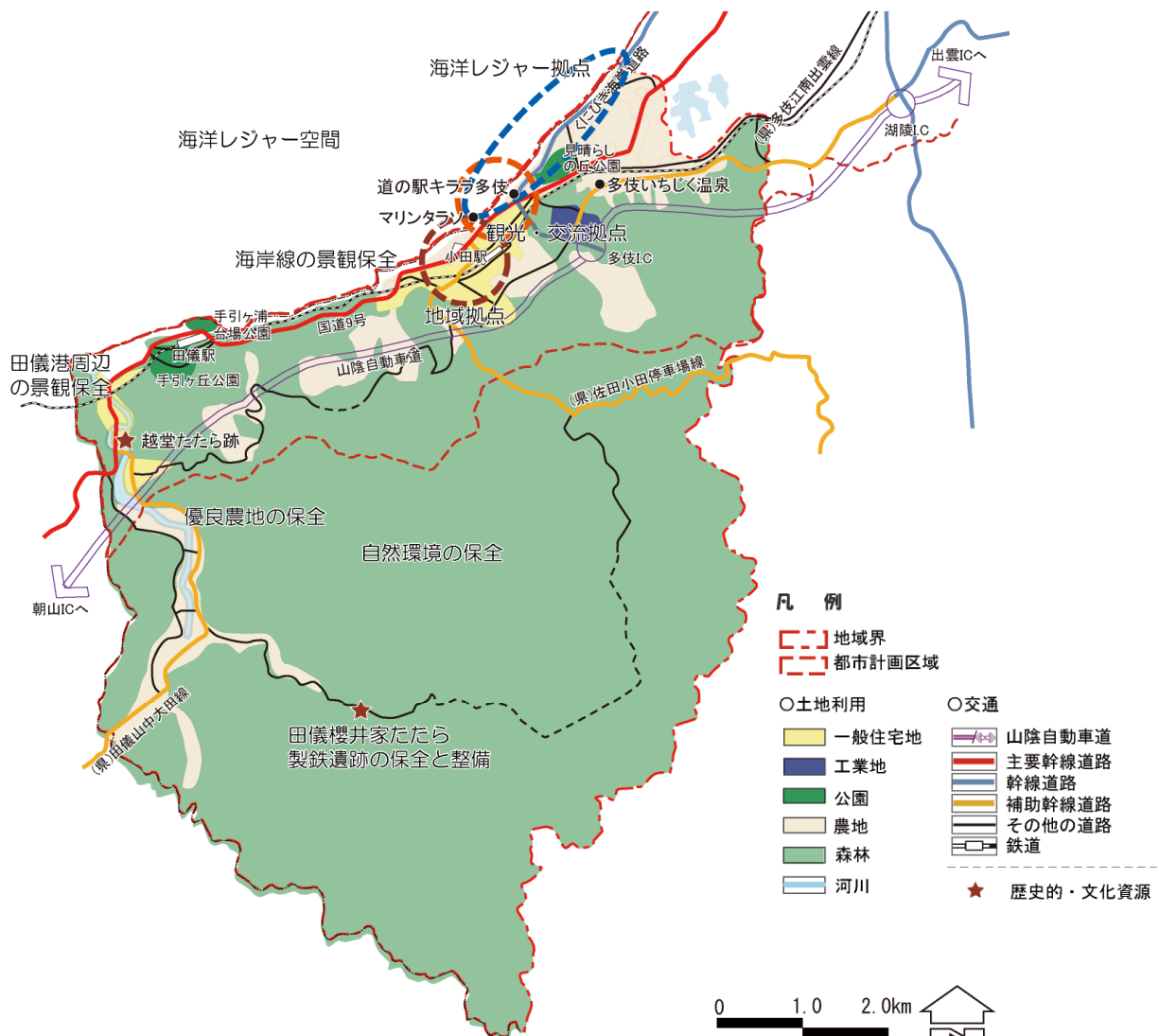
- ・小田駅周辺における地域生活拠点の形成への配慮
- ・道の駅キララ多伎、キララコテージ周辺エリアにおける、観光・交流機能の維持・充実
- ・多伎海岸の海洋レジャー空間としての機能維持・充実
- ・小田駅周辺などの住宅地の良好な居住環境維持

■都市施設等に関する方針

- ・山陰自動車道多伎・朝山道路の建設促進
- ・手引ヶ丘公園、見晴らしの丘公園の維持・利用促進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・変化に富んだ海岸線と良好な自然環境の保全
- ・岐久海岸、田儀海岸の侵食対策促進
- ・国指定田儀櫻井家たたら製鉄遺跡の保存、整備



10. 湖陵地域のまちづくり

～ 安心して住みたくなる定住の湖陵地域 ～

西浜海岸・神西湖の美しい自然、神西湖周辺の観光施設、湖陵総合公園など、地域資源を保全・活用しながら、住民と行政の協働により、心豊かな地域社会、快適住環境の整備、産業間の連携を図り、安心して住みたくなる定住の地域づくりを進めます。

■土地利用に関する方針

- ・夕日ヶ丘団地や常楽寺団地等、戸建住宅地の豊かな居住環境の保全
- ・板津地区土地区画整理事業の促進
- ・湖陵支所周辺における生活拠点の形成への配慮
- ・教育・福祉施設が立地する地域における交通安全施設の充実等、安全・安心な地域づくり
- ・県立湖陵病院跡地における、周辺の住宅地と調和する土地利用の検討

■都市施設等に関する方針

- ・山陰自動車道の建設促進
- ・湖陵総合公園や既存公園の機能の維持・更新
- ・差海川の改修の促進と、整備に併せた水辺周辺の良好な河川景観の保全

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・神西湖の水質浄化対策の促進
- ・神西湖周辺の景観保全の推進



11. 大社地域のまちづくり

～ **歴史・文化が織り成す「神話の国 出雲」の交流舞台 大社地域** ～

出雲大社をシンボルとする「神話の国 出雲」の貴重で豊富な歴史文化資源、美しい海岸線をはじめとした豊かな自然環境のもと、資源の保全・利活用を進めながら、住む人、訪れる人誰もが満足できる、賑わいある交流拠点地域づくりを推進します。

■土地利用に関する方針

- ・神門通りをはじめとする歴史回廊の整備による、大社門前町の観光都市拠点機能の向上
- ・神門通り沿道地区の商業・サービス・観光機能の更新・強化
- ・工業地の操業環境を確保及び（県）大社立久恵線沿道等の適正な土地利用誘導
- ・市街地周辺部における、農業生産環境と田園景観の保全に留意した土地利用の調和
- ・地域東部、南部の一団の優良農地の保全

■都市施設等に関する方針

- ・シンボルロードとしての神門通りの整備促進
- ・市街地の環状道路を形成する（都）北荒木赤塚線、（都）遙堪杵築線の整備促進
- ・県立浜山公園の機能充実及び（都）奉納山公園の整備推進

■自然環境、景観と防災等に関する方針

- ・ 神門通りの松並木を活かした景観形成
- ・ 出雲大社周辺の社家の通り等、歴史・文化資源を活かした街並み景観の保全・育成
- ・ 国宝出雲大社本殿、旧大社駅等、重要文化財の整備促進



第3章 実現に向けて

■まちづくりの進め方

出雲市都市計画マスタープランに示す「全体構想」「地域別構想」の実現に向けて、まちづくりの進め方について示します。

〔市民と行政との協働によるまちづくり〕

- 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を踏まえ、相互に協働して、出雲らしいまちづくりに取り組みます。

〔実現に向けた適切な制度、手法の活用〕

- 都市づくりの整備方針等の実現に向けて、都市計画制度など適切な制度・手法を活用して、計画的なまちづくりを進めます。

〔国や県など関係機関との連携〕

- 国・県等の関係機関に都市計画マスタープランについての理解と協力を求め、まちづくり事業を円滑に進めます。

〔時代の変化に応じた柔軟な取組み〕

- 都市計画マスタープランは、時代の変化に応じ、市民の暮らしや意向、社会経済活動等の変化を十分に踏まえ、柔軟に見直しを行い、適切なまちづくりを進めます。

お問い合わせ先

■出雲市都市計画マスタープランをお見せしています。

〔閲覧〕 出雲市役所都市計画課、各支所都市計画担当課でご覧になれます。

■出雲市都市計画マスタープラン〔本編〕は、ホームページに公開しています。

ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp/>

■お問い合わせ先

出雲市役所 都市整備部 都市計画課

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70

TEL 0853-21-6744

FAX 0853-21-6792